

令和5年5月2日

保護者 様

西予市立城川中学校 校長 小川 英志

## 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて先日、文部科学省から、令和5年5月8日以降の5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方が示されました。それを基に検討した結果、下記のとおり教育活動を行うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができますよう御理解・御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 5類感染症への移行後における基本的な感染対策について

- (1) 家庭と連絡を取り合い、児童生徒の健康状態の把握に努めます。発熱や咽頭痛、咳等、ふだんとは異なる症状がある場合は、無理をして登校しないよう御配慮ください。
- (2) 教室は適時、換気を行います。
- (3) 咳エチケットや手洗い等の手指衛生の励行など、基本的な感染症対策を引き続き行います。

#### 2 マスクの着用等について

- (1) 生徒及び教職員については、学校での学習や活動の場面では、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 感染症が再流行した場合には、生徒にマスクの着用を促すことがあります。(その場合でも、着用を強要することはありません。)

#### 3 出席停止等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間は、「発症翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。出席停止が終了し、登校する場合は、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- (2) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があつて、やむを得ない理由で、学校を休ませたい場合は、これまで同様学校に御相談ください。
- (3) 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなりました。今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。  
生徒本人が新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、学校へ連絡をお願いします。

#### 4 その他

不明な点や相談したいことがございましたら、学校へ御相談ください。